



宮 崎 県 公 報

令和6年4月22日(月曜日) 第502号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 1	
○救急診療所の認定…………… (医療政策課) 1	
○救急病院の認定 (2件) …………… (“) 1	
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
	公 告
	○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2
	○徴税吏員証の無効公告…………… (税務課) 2
	○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 2
	○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 3
	○基本測量の終了の通知…………… (管理課) 3
	○入札公告…………… 3
	公安委員会公告
	○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4

告 示

宮崎県告示第 239号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松田整形外科医院	日南市中央通2丁目2番地6	令和6年3月15日

宮崎県告示第 240号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
ホオリ大橋ファミリークリニック	延岡市中の瀬町1丁目5935番1

2 届出事項

名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
I Z U M I F A M I L Y C L I N I C	ホオリ大橋ファミリークリニック	令和6年3月1日

宮崎県告示第 241号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703

2 救急診療所の認定の有効期間

令和6年4月28日から令和9年4月27日まで

宮崎県告示第 242号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
橋病院	都城市中町15街区24号

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年5月1日から令和9年4月30日まで

宮崎県告示第243号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田 803番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年5月1日から令和9年4月30日まで

宮崎県告示第244号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字楮株86-10、字小八重 203-30

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字楮株86-10・字小八重 203-30(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年4月22日から同年5月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北郷線	日南市北郷町北河内山 仮屋国有林	旧	6.0~ 8.9	13.2

			124林班ち 小班から同 市同町北河 内山仮屋国 有林 124林 班ち小班ま で	新	8.8~ 11.9	13.2
--	--	--	--	---	--------------	------

宮崎県告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年4月22日から同年5月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北郷線	日南市北郷町北河内山 仮屋国有林 124林班ち 小班から同 市同町北河 内山仮屋国 有林 124林 班ち小班ま で	令和6年4月22日

公 告

次の身分証票は、紛失した旨の届出があったので無効とする。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

証票番号	証票の種類	紛失者の所属	交 付 年月日
第5670号	徴税吏員証	北 部 港 湾 事 務 所 兼日向県税・総務事務所	令和4年 6月1日
第5673号	〃	〃	令和4年 6月1日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により穴越地区県営土地改良事業(日南市、農村地域防災減災事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年4月22日から令和6年5月23日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
南ヶ丘第1	小林市	県営畑地帯総合整備事業	令和6年1月31日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量（数値地図 25000（土地条件）の作成）

2 作業地域

宮崎県都城市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町の一部

3 作業終了日

令和6年3月31日

入札公告

宮崎県議会インターネット中継システム構築及び議会中継配信業務委託に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和6年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 企画提案競技に付する事項

- 委託件名 宮崎県議会インターネット中継システム構築及び議会中継配信業務
- 委託内容 宮崎県議会インターネット中継システム構築及び議会中継配信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 契約期間 契約締結の日から令和11年8月31日までとする。ただし、宮崎県議会インターネット中継システム構築業務は、契約締結の日から令和6年8月31日までに完了するものとし、

また、議会中継配信業務は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録された者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のものであり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者。
- この公告日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1項に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- 本業務の実施について、県の求めに応じ即座に対応できる体制を整えている者。
- 参加は、共同企業体も可とする。この場合の要件は、以下のとおりとする。
 - 共同企業体を構成する全ての事業者が、(1)～(5)の要件を満たすこと。
 - 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

3 契約事項を示す場所及び期間

- 場所 宮崎県議会事務局政策調査課特別委員会・広報担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 期間 令和6年4月22日（月）から令和6年6月3日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 宮崎県議会インターネット中継システム構築及び議会中継配信業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

- 場所 宮崎県議会事務局政策調査課特別委員会・広報担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 期間 令和6年4月22日（月）から令和6年6月3日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 企画提案競技事前説明会の場所及び日時

- 場所 宮崎県議会事務局政策調査課特別委員会・広報担当 宮崎県庁議会棟3階 第2委員会室
- 日時 令和6年5月14日（火）午後3時から

6 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格審査申請書を提出すること。

- 提出場所 宮崎県議会事務局政策調査課特別委員会・広報担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 提出日時 令和6年5月22日（水）午後5時
- 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、期限必着で書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

7 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに2の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格

- を失うものとする。
- 8 企画書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県議会議事局政策調査課特別委員会・広報担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 提出期限 令和 6 年 6 月 3 日（月）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、期限必着で書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- 9 業務委託候補者の選定方法
- 資格審査の上、企画書の書類をもとに、別に設置する審査委員会を経て業務委託候補者を選定するものとする。
- 10 企画提案競技に関する事務を担当する部局
- 宮崎県議会議事局政策調査課特別委員会・広報担当
郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
電話番号 0985 (26) 7217
- 11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この企画提案競技による調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Subcontracting of the construction, operation, and maintenance of the outside broadcasting system about Miyazaki prefectural assembly
- (2) Proposal submission deadline: 5:00 pm, June 6, 2024
- (3) Contact point for the notice: Political Affairs Research Division, Miyazaki Prefectural Assembly Secretariat, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazakicity, Miyazaki Prefecture 880-8501 Japan.
TEL: +81-(0)985-26-7217

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 4 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条の規定に基づく法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 4 月 22 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	3 号警備業務	令和 6 年 7 月 19 日（金）から 7 月 26 日（金）まで	20 人

		（土曜日及び日曜日を除く。）	
追加取得講習	3 号警備業務	令和 6 年 7 月 24 日（水）から 7 月 26 日（金）まで	15 人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、前記 2 の(1)の ア から オ までのいずれかに該当する者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話 0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地为管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3 号警備業務 （新規取得講習） （追加取得講習）	令和 6 年 6 月 3 日（月）から 6 月 14 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 共通

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 新規取得講習

2の(1)に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)のイに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習

資格者証又は講習修了証明書の写し、かつ、前記4の(4)のイの(ア)から(オ)までに掲げる要件に該当することを証明するいずれかの書面

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--